

堺市宅地開発等に関する指導基準

(制 定 平成15年10月 1日)

(最近改正 令和 8年10月 1日)

目 次

1. 道路の整備基準について	1
2. 排水施設の整備基準について	24
3. 水道施設の整備基準	73
4. 広場等の設置基準について	74
5. 消防水利施設等の設置基準について	82
6. 集会施設・防犯灯の設置基準及び自治会加入促進の取組実施基準について	83
7. ごみ及び合併浄化槽の設置基準について	84
8. 緩衝帯の設置基準について	84
9. 宅地造成に関する防災のための基準について	85
10. 雨水の流出抑制基準について	86
11. 交通関係施設の整備基準について	87
12. 一部協議に際しての道路の整備基準について	92
13. 一部協議に際しての排水施設の整備基準について	92
14. 一部協議に際しての宅地の安全整備基準	92
15. 一部協議に際しての水道施設の整備について	92
16. 公共施設の管理等に関する手続きについて	92
17. 宅地区画規模について	92
18. 条例第5条第2項第2号の適用を受ける集合建築物についての指導基準・	93